一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　平成九年四月四日農林水産省告示第五百三号
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年三月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。
　平成九年五月七日農林水産省告示第七百二十六号
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年三月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里日影字押切九六一〇の六、字柄山一一一三八の一から一一一三八の七まで、一一一三八の一〇、一一一四四の一、一一四五、字柄山続南一一一三九の一から一一三九の一八まで、一一一四〇、一一一四一の一、一一一四一の二、字檜木沢一一一四六、一一一四七、戸隠字矢背畝一〇〇四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年三月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町吾妻三八九一の八九から三八九一の一〇〇まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年三月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県塩尻市大字洗馬字鎌塚四一八八の一、字赤町四一九八の五、四二一六、字下平一九〇五の一、一九〇六の一、一九〇七の三（次の図に示す部分に限る。）、大字宗賀字本山五五八二の一、五五八二の二九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年三月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　平成八年四月二十三日農林水産省告示第五百四十六号（一に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年三月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　平成七年九月二十一日農林水産省告示第千五百二十二号（一に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二十八号**

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。
　平成二十七年三月十日
農林水産大臣　林　芳正

一の家畜共済診療点数表を次のように改める。
（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二十九号**

海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）第二条第九号の規定に基づき、昭和四十六年七月十日農林省告示第千八十八号（海洋水産資源開発促進法施行令第二条第九号の農林水産大臣が指定する法人を定める件）の一部を次のように改正する。
　平成二十七年三月十日
農林水産大臣　林　芳正

第五号から第八号までを次のように改める。
五　横浜港埠頭株式会社
六　大阪港埠頭株式会社
七　神戸港埠頭株式会社
八　国立研究開発法人海洋研究開発機構

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第五号から第八号までの改正規定（第八号に係る部分に限る。）は、平成二十七年四月一日から施行する。